

ひびき

Vol.15

森まさき

議会報告

編集・発行

森まさき

TEL0859-39-3190

Fax0859-39-3191

〒689-3537

米子市古豊千 304

平成19年6月議会

ごみ有料化が4月1日からスタートし、いろいろな問題をはらみつづ2月が経過したところで、いくつかがのごみ有料化についての問題点を質問しました。

「ごみ有料化に係る諸問題について」

■議員 事業者から、手数料は家庭ごみと比較して少々高くしてもいいから収集してほしいという声がある。そこで、小規模事業者のごみは、境港市のように専用のごみ袋を新たに作り、収集すべきと考えるがいかがか。

■市長 事業系ごみは、ごみの収集の効率化、事業者間の平等性・公平性の確保を図るため、本年4月から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨のつとめ、事業所の責任と負担で処

理をするよう変更した。一定規模以下の事業所のごみを収集することになると、家庭ごみの収集とは異なる料金体系が必要になってくるが、その際、家庭ごみ用の指定袋の不正使用の防止対策、小規模事業者の基準設定が非常に困難である等の新たな問題も発生するので、困難であると考えている。

■議員 事業所ごみの収集ができないのなら、許可業者を増やして競争原理により収集コストが減少するようできないのか。



■環境下水道部長 今後の事業系ごみの収集量の動向を見極めてから、対応する必要があると考えている。

■議員 「市内には戸別収集の地区もあるが、収集コストの面からステーション化が望ましい」として、ステーション化を打ち出しているが、説明会を通じて、どのような説明をし、現在どのような取組状況か。

■市長 現在の戸別収集地区は、いずれもステーション化ができずに今日に至っているという、それぞれの事情があるため、ごみ有料化説明会では、地域の実情を個別に伺いながら、ある程度時間をかけて調整していきたいと説明している。現在、把握できる範囲での実情把握に努めているほか、一部地域で実際にステーション集約化の打診をしているところもあるが、今後、戸別収集地区のある自治会に対してアンケート調査を実施し、ごみ持ち出しの現状とステーションとして使用可能な場所の有無などの聞き取りを行いたい。

■議員 境港市では度重なる話し合いの上、ステーション化をされたと聞いています。車尾地区では、毎週、ごみを出す位置を順番に変えていくというところで合意を得ている。こういう事

例がある中で、どのようにステーション化を進められるのか。

■環境下水道部長 その方法や期限を定めることは困難であるが、地域の実情を個別に伺い、できるだけ早期にステーション化が実現できるように努めたい。

森オピニオン

当初、ごみ有料化は、①ごみの減量化、②ごみの排出にかかる公平性の確保、③財源の確保以上3点の目的をもって導入されました。

しかし、導入にあたり、①事業所ごみについては市は収集しない、②個別収集をステーション化する、③不法投棄のパトロールを強化する等の約束をしました。が、いずれも十分な対応ができていませんでした。特に、事業所ごみを収集する許可業者については、新たに許可を出さなかったために、収集費用が高止まりし、結果家庭への持ち帰りごみとなったり、高い費用を負担されることとなったりしています。

やはり、境港市のように事業所ごみについては多少多く負担をいたさないながら、市が収集すべきではないでしょうか。

また、公平確保のために、ごみのステーション化を1日も早く実現すべく努力するべきです。

平成19年9月議会

9月議会では①県からの権限委譲、②介護保険給付費の適正化問題③市民参加型公募債問題、④給食調理業務等の委託にかかるダブルコスト問題、について質問しました。

県からの権限委譲について

■議員 「これは国だ」「これは県だ」「これは市の事務ではないなどの縛り行政を廃止し、真に市民生活の向上を第一義に考えなければならぬ。自治体によつては、積極的に県に対して権限委譲の申入れを行う一方、国への特区申請を行い、自治体事務を市民のより身近なものにするよう努力している自治体もある。そこで、市長の権限委譲に対する考え方を伺う。

■市長 権限委譲は、県と市の基本的な役割分担がある中で、地方自治法に基づき、県があらかじめ市に協議し、条例を制定することにより特例的に行われるものであり、真に住民に身近な事務で、市が行った方が効率性も高いものなどであれば、積極的に権限委譲を検討していかなければならぬ。

■議員 県との権限委譲の協議など現状はどうなっているのか
■市長 県は、地方分権の議論が高まってきた9年度ごろから権限委譲の働きかけを一層推進し、これまで随時権限委譲の協議を受けてきた。その結果、この10年間で6項目に及ぶ事務

の権限委譲を受けており、本年11月30日からは、2つの都市計画法関係の事務も追加して受ける予定である。

介護保険給付費の適正化について

■議員 市内で営業しているコマスの施設を、6月に県と一緒に監査をした際、職員の不在の期間があったにもかかわらず介護保険給付費を不正に請求していたということだが、現在どういった処理がされているのか

■福祉保健部長 文書で行政指導をしているが、内容が不正請求に該当するかどうかは、県の回答を待ちたい。

■議員 市内5か所の事業所に対し、人員配置、資格等の監査をした結果、不正が見つかったということだが、ほかにもあるのではないか。

■福祉保健部長 市に指定権限のあるグループホーム、小規模多機能居宅介護等には、来年度中にその半数を訪問調査することとしている。

■議員 市が信頼を受けるためにも監査を実施すべきだが、人員体制の充実が必要ではないか。

■福祉保健部長 20年度から県と一緒に給付費の適正化に取り組むが、人員配置等配慮したい。

■議員 給付費の適正化をするために、通知書を発行すべきではないのか。
■福祉保健部長 不正なサービス利用が見受けられる事業者を分析するなど、効率的な通知書の発送を今後の課題としたい。

給食調理業務等の委託にかかるダブルコスト問題

当局提案は、公立保育園給食調理、一般廃棄物収集運搬、学校給食調理の3業務に従事している職員のうち希望する職員は全員H20から職転し、事務職員とし、3業務についてH20より5年間業務委託する。結果的に基点をH19に置くと、職員の退職者数が職転者に追いつかず、いわゆる過員を生じ、いわゆるダブルコストが生じ、結果的に住民生活に直結するサービスや施設整備等が削減ないし遅滞することが考えられるものでした。

この提案に私たちが会派未来は、対象業務を年次的に分けて委託し、ダブルコストを生じさせない修正案を提案しましたが、残念ながら私たちの案は賛成少数で否決されました。

私たちが修正案を提出するという動きの中で、当局案と私たちの折衷案のような「ごみ収集のみを2年間遅らせる修正案」が提出され、賛成多数で可決されました。

森オピニオン

市民参加型公募債事業について

この事業は当初予算案で合併特別債事業として計上されていた「学校給食センター建設事業」の一部（2億円）について「よなご市民債（住民参加型市場公募債）」を発行すると

いうものです。（よなご市民債）は、10万円単位で100万円まで購入でき、5年満期で、利率は1.2パーセント、利息は年2回支払いです。）

一般的に市が借金をするときには、国の機関、銀行などから借りるわけですが、先進市にあっては、公園、ホール等市民がよく使う施設の建設などに充てるため、利率も市民に理解を得て国債より低く設定して行っています。

ところが、今回の提案は「給食センター建設費」でしかも業者に委託する施設。また、利率は売れ残るといけないので国債より高めの設定で……。ということ、いかにも計画にあったから、仕方ないからという感じですが。米子市において初めて行う市民債事業がこのようなかたちで行われてしまったことは非常に残念です。

ダブルコスト問題について

私の試算では、委託年次を4年間に分けることにより、年次の退職者でダブルコストが相殺され、結果的に6億2千万円も削減されることがわかりました。

この提案を議会で行ったわけですが、まことに残念ながら、賛成少数で否決されました。議員の考え方はまちまちと思いますが、はっきりいって残念でした。議会は何のためにあるのか、市政は誰のためのものなのか、改めて考えさせられます。